

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置						
2	対象税目	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>政策評価の対象税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>上記以外の税目</td> <td>固定資産税:外(地方税:)</td> </tr> </table>	①	政策評価の対象税目		②	上記以外の税目	固定資産税:外(地方税:)
①	政策評価の対象税目							
②	上記以外の税目	固定資産税:外(地方税:)						
3	要望区分等の別	【延長】 【共管】						
4	内容	<p>《現行制度の概要》 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率(1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。</p> <p>《要望の内容》 本制度の適用期間の2年間の延長</p> <p>《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項第1号</p>						
5	担当部局	環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室						
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:令和5年8月</p> <p>分析対象期間:令和2年度～令和7年度</p>						
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和35年度 創設</p> <p>昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる</p> <p>平成8年度 非課税から移行(非課税→1/6)</p> <p>平成22年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3)</p> <p>平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率:1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)</p> <p>平成30年度 軽減税率の引下げ(特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更)。パーク装置を適用対象から除外。</p> <p>令和2年度 脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外。電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外。</p> <p>令和4年度 対象事業者を暫定排水基準が適用される業種に限定。</p>						
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)						
9	必要性等	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>政策目的及びその根拠</td> <td> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し(暫定排水基準の見直し等)も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、</p> </td> </tr> </table>	①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し(暫定排水基準の見直し等)も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、</p>			
①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し(暫定排水基準の見直し等)も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、</p>						

		<p>企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)第11条 「政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」</p> <p>○水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)第25条 「国は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。」</p> <p>○第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 「政府は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ、必要な制度の整備、財政上の措置その他の措置を講じる。」</p>																												
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 環境																												
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>環境基本法に基づく環境基準の達成・維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和3年度の環境基準達成率は全体で88.3%(前回要望時(令和元年度。以下同じ):89.2%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。</p> <p>なお、平成13年以降、水質汚濁防止法による一般排水基準が追加・強化された際に暫定排水基準が適用されていたのべ78業種のうち、67業種が一般排水基準に移行しており、一定の成果が見られる。</p>																												
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,380</td> <td>1,138</td> <td>764</td> <td>678</td> <td>601</td> <td>601</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。</p> <p>②: 適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>16,735</td> <td>15,436</td> <td>5,004</td> <td>4,220</td> <td>3,559</td> <td>3,559</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。</p>	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	適用件数	1,380	1,138	764	678	601	601	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	適用額	16,735	15,436	5,004	4,220	3,559	3,559
年度 区分	令和2	3	4	5	6	7																								
適用件数	1,380	1,138	764	678	601	601																								
年度 区分	令和2	3	4	5	6	7																								
適用額	16,735	15,436	5,004	4,220	3,559	3,559																								

		③: 減収額	(単位: 百万円)																																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税</td> <td>96</td> <td>88</td> <td>29</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7	固定資産税	96	88	29	24	15	15																																	
		年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7																																										
		固定資産税	96	88	29	24	15	15																																										
	<p>特例率は 1/2 とし、減価率を 0.369 として、下記の式より算出。 減収額 = 適用額 × (1 - 減価率 / 2) × (1 - 特例率)</p>																																																	
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基準達成率(全体)</td> <td>88.8</td> <td>88.3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(河川)</td> <td>93.5</td> <td>93.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(海域)</td> <td>80.7</td> <td>78.6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(湖沼)</td> <td>49.7</td> <td>53.6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)環境省調べ 環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目の BOD、COD については、昭和 50 年頃の環境基準達成率 55%程度と比較して、令和 3 年度の環境基準達成率は全体で 88.38% (前回要望時(令和元年度。以下同じ): 89.2%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているものの、河川については 93.5%、海域(全体)については 80.7%と高い水準を維持している。(前回要求時: 河川 94.1%、海域 80.5%)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (単位: 件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>平成 31 令和元</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,594</td> <td>3,623</td> <td>1,380</td> <td>1,138</td> <td>1,202</td> <td>1,202</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省調べ 平成 30~令和 5 年度の適用件数は平均 2,000 件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</p>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7	環境基準達成率(全体)	88.8	88.3	—	—	—	—	環境基準達成率(河川)	93.5	93.1	—	—	—	—	環境基準達成率(海域)	80.7	78.6	—	—	—	—	環境基準達成率(湖沼)	49.7	53.6	—	—	—	—	年度 区分	平成 30	平成 31 令和元	令和 2	3	4	5	適用件数	3,594	3,623	1,380	1,138	1,202	1,202
年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7																																												
環境基準達成率(全体)	88.8	88.3	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(河川)	93.5	93.1	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(海域)	80.7	78.6	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(湖沼)	49.7	53.6	—	—	—	—																																												
年度 区分	平成 30	平成 31 令和元	令和 2	3	4	5																																												
適用件数	3,594	3,623	1,380	1,138	1,202	1,202																																												
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>水質分野の環境基準について、生活環境項目の BOD、COD については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、令和 3 年度の環境基準達成率は 88.3%となっており、水質環境の改善が行われてきた。</p>																																																
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。</p>																																															

		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>財政投融資:(株)日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要: 中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合に特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度: 中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、貸付期間: 20 年以内) 財政投融資は、中小企業が公害防止設備の導入や PCB 廃棄物の処理等を実施するために必要な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。 一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が公害防止設備の導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 3 年 8 月	

<記載要領>

I 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

租税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、以下の内容を記載する。
 - ・ 政策評価の対象とした税目ごとに、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号に定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別
 - ・ 当該租税特別措置等の要望について、財務省主税局に提出する税制改正要望事項一覧及び総務省自治税務局に提出する地方税制改正要望事項総括表の要望番号
なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「要望区分等の別」には、租税特別措置等の新設、拡充及び延長の別並びに単独、主管及び共管の別を記載する。
- 4 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「現行制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の現行の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
 - ・ 「要望の内容」には、当該租税特別措置等に係る要望の内容を簡潔に記載する（例：適用期限を○年間延長し、令和○年○月○日までとする。）。
 - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、地方税法（昭和25年法律第226号）等の条項を記載する。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
- 5 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○○局○○課）。
- 6 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 7 「創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
- 8 「適用又は延長期間」には、当該租税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。
- 9 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。
- 当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 9③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。
- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。なお、これらは、要望する当該租税特別措置等の適用期間の最終年度までに達成すべきものを記載する（恒久措置を要望する場合には事後評価の実施が見込まれる3年から5年後に達成すべきものを記載する。）。
 - ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。
- 10① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）にのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。
- 10② 「適用額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。
- 10③ 「減収額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

10④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。
 - * 前記9①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、政策評価の対象とした租税特別措置等によってどのように達成されるか（されたか）について、可能な限り定量的に記載する。
 - * 前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記9③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。
 - * 拡充又は延長を要望しようとする場合、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））の達成状況を可能な限り定量的に記載する。
また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。
- ・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。
その際、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合の効果は推計によることとなり、拡充又は延長を要望しようとする場合には、推計に加え、過去の実績を把握することとなる。

租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても具体的に記載する。

10⑤ 「収税減を是認する理由等」には、上記10①から10④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、政策評価の対象とした租税特別措置等による収税減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記10④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

11① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

11② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

11③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

12 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、前回の事前評価又は事後評価を実施した時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。